

上記、統合医療について、下記ア)、イ)に該当する研究課題を公募する。

ア) 内外における統合医療の現状調査。その内容（具体的手法、作用機序）、施行規模、経済学的評価など。 (20310401)

イ) 現代西洋医学との併用により、その効果を高めたり、新たな効果を示す統合医療の評価に関する研究。 (20310501)

(E) 医療情報ネットワークの総合的なセキュリティ確保に関する研究

(20310601)

(留意点)

ここでいう「医療情報ネットワーク」とは、個々の医療情報システムを接続、連携するための環境設備である。

なお、以下の事項に関する研究を優先して採択する。

- ・セキュリティや標準化などの技術的課題に関する研究
- ・技術課題に加え、制度的・社会的課題の解決をも視野に入れた内容を含む研究
- ・個人情報保護に配慮した医療情報の利活用に関する研究

(オ) 医療安全対策の推進基盤となる医療情報システムの開発と利活用に関する研究

(20310701)

(留意点)

ここでいう「医療情報システム」とは、電子カルテシステムやオーダエントリーシステム等の主に医療機関で使用される情報処理システムの総称である。

なお、以下の事項に関する研究を優先して採択する。

- ・用語・コード・メッセージ交換規約・文書及び運用等の標準化や、システム間の相互運用性確保に向けた研究
- ・医療情報の健診・介護等との分野横断的利活用や、地域間共有に関する研究
- ・医療従事者の労務軽減や医療安全に資する、ユーザーインターフェイスや人間工学を応用したユニバーサル・デザイン等マン・マシンインターフェイスに関する研究

③ 地域医療の基盤確保と医療のアクセス確保に関する研究

(ア) へき地医療に関する研究

(20310801)

(留意点)

地域における医師確保が叫ばれる中、へき地において、対象人口の減少とともに医師確保が懸念される産科・小児科を中心に、医師確保に係る取組の現状調査及び分析を行いつつ、へき地における医療提供体制の在り方について、具体的提言を行う研究を優先する。

(イ) 在宅医療を含む療養環境の開発・整備に関する研究

(20310901)

(留意点)

A L Sなどの医療依存度の高い在宅療養者に関する研究を優先して採択する。

(ウ) 在宅における看取りの充実に関する研究

(20311001)

(E) 地域医療を支える医療機器の適正使用の確保に関する研究

(20311101)

(留意点)

以下の事項に関する研究を優先して採択する。

- ・医療機器の適正使用のためのガイドライン策定に資する研究
- ・使用者の技能習得に資する研修等に関する研究
- ・医療機関における保守点検の状況調査及びその適正な実施に資する研究

(オ) 医療技術の社会的役割と経済性の評価に関する研究 (20311201)

(留意点)

先端的な医療機器を用いた医療技術の評価に関する研究を対象とし、以下の事項に関する研究を優先して採択する。

- ・医療機器の種類や特性を考慮し、実用化可能な評価手法を提案する研究
- ・QALYやDALYといった医療の質に関する考察を行う研究
- ・実用化されている既存事例を用いた具体的な検証を行う研究

(カ) 在宅における緩和ケアの充実させるための新たな機器の開発に関する研究

(20311301)

(キ) 医療の質向上及び地域格差是正に資する遠隔医療等の適切な情報通信技術の活用及び体制確保に関する研究 (20311401)

(留意点)

専門医の偏在等に伴う医療の地域格差の解消と医療の質及び信頼性の確保に資するものであり、遠隔医療技術の対象となり得る領域等を拡大させるために必要な技術的及び社会制度的諸問題の解決に寄与するものであること。

④ 医療現場の安全確保のための研究

(7) 医療の質と安全性の向上に関する研究

7) 医療機関の従業者に対する医療安全研修の効果的な実施手法の開発に関する研

(20311501)

(留意点)

医療機関の従業者に対する医療に係る安全管理のための研修における達成目標及び標準的カリキュラムの開発として、医療機関において医療に係る安全管理のための従業者研修を企画するに当たり盛り込むべき基本的な事項について体系的に整理し、医療機関における研修の企画、評価に活用可能なものであること。特に医療機関の規模や診療内容の特性を考慮した研究を優先して採択する。

イ) 処方せんの標準的な記載方法の普及に関する研究 (20311601)

(留意点)

処方せんの標準的な記載方法についての検討を行うとともに、モデル的な実施を行い、処方せんの標準的な記載方法の導入に向けた提言を行う研究を優先して採択する。

ウ) 外科医療技術向上のためのトレーニングの在り方に関する研究

(20311701)

(留意点)

外科医の手術におけるテクニックを向上させるために必要なトレーニングの在り方について、その方法を分析・整理・開発し、全ての分野（胸・腹部外科、脳外科、整形外科等）において、理想のトレーニング方法についての共通認識をとりまとめ、今後の外科医の

トレーニングの在り方を提言する研究を優先して採択する。

(イ) 医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底に関する研究

ア) 院内事故調査委員会の運営指針の開発に関する研究 (20311801)

(留意点)

医療機関において発生した医療事故に関する当該医療機関内の事故調査委員会における事例の分析、改善策の企画立案及びその評価の在り方等に関する具体的な方策の開発に資する研究を優先して採択する。

なお、院内事故調査委員科の中立性、公平性、透明性の確保の方策や外部の調査組織との連携の在り方についての提言を含めること。

イ) 診療行為に関連した死亡の届出様式及び医療事故の情報処理システムの開発に関する研究 (20311901)

(留意点)

中立的第三者機関が、診療行為に関連した死亡について医療機関から収集すべき情報や収集された情報の分析方法等に関する情報処理システム等の開発に資する研究。特に、現在、財団法人日本医療機能評価機構が実施している医療事故情報収集等事業の実績を踏まえたシステムの開発に資する研究を優先的に採択する。

ウ) 診療行為に関連した死亡の調査分析における解剖を補助する死因究明手法の検証に関する研究 (20312001)

(留意点)

死因究明の際に行う解剖において、画像診断機器等を用いた補助診断の有用性、有効性、効率性等について検討し、診療行為に関連した死亡の死因究明を行うための手法のより効果的な在り方について提言を行う研究を優先的に採択する。

エ) 診療行為に関連した死亡の調査分析に従事する者の育成及び資質向上のための手法に関する研究 (20312101)

(留意点)

診療行為に関連した死亡の調査分析を行う際に、診療録等の調査を通じて医療内容の評価を行う者を育成するための研修プログラムや遺族の心理等に配慮した適切な対応が行える者を育成するための研修プログラムの開発に資する研究。特に研修プログラムの開発に当たっては、診療行為に関連した死亡の調査分析に従事する者の資質向上に当たっての課題を明確にし、育成のための手法を体系的に提言するものであること。

(ウ) 医療放射線管理に関する研究 (20312201)

(留意点)

診療放射線機器の保守点検の実施状況等に関する研究、放射線診療の連携体制・共同利用・遠隔診療等の実施状況の把握に関する研究等の改正医療法の主旨を踏まえた研究を優先する。

(イ) 諸外国の歯科補綴物に関する研究 (20312301)

(留意点)

諸外国における歯科補綴物に関する制度に関する研究、かつ、諸外国で作製された歯科補綴物の使用実績等の実態調査等に関する研究を優先して採択する。

(オ) 医療倫理の変遷についての歴史的考察に関する研究 (20312401)

(留意点)

患者の人権保護、医師の専門職としての職業倫理の維持・向上に関する研究を優先して採択する。

⑤ 地域医療で活躍が期待される人材の育成・確保に関する研究

(7) 医師と医療関連職種等との連携や勤務形態の在り方に関する研究

(20312501)

(留意点)

現在の医師の業務実態を明確化し、過剰業務となっている医師の労働軽減に資する研究を優先して採択する。

(イ) 看護の質の向上に関する研究（アウトカム指標の開発・活用、教育カリキュラム評価等） (20312601)

(留意点)

専門性の高い知識・技術を有する看護師による皮膚ケア等におけるアセスメントと看護介入との構造化（プロトコルの作成を含む）に関する研究を優先して採択する。

(ウ) 新人看護師の看護実践能力向上に関する研究 (20312701)

(留意点)

新人看護師が習熟すべき看護実践能力のうち、免許取得後の看護師でなければ獲得できない能力の選別とその研修方法の開発に関する研究を優先して採択する。

(エ) 看護職員の需要と供給の将来推計に関する研究 (20312801)

(留意点)

過去の需給見通しの検証及び中・長期的な将来推計に関する研究を優先して採択する。

(オ) 医師等の養成方法の充実に資する研究

7) 医師等国家試験の改善の提言等に関する研究 (20312901)

(留意点)

臨床能力の向上に寄与する試験（問題）の在り方の研究を優先して採択する。特に歯科医師国家試験の実地試験、歯科技工士試験の在り方に関する研究を優先する。

1) 医師等臨床研修制度の充実に資する研究 (20313001)

(留意点)

新医師臨床研修制度における研修内容の充実のため、様々な視点・角度から研修内容の評価を試行し、その評価手法を検証したうえで改善点を抽出する研究を行う。また、医師臨床研修に関する院内体制（いわゆる屋根瓦方式による指導体制や交代勤務体制等）や、医師臨床研修と地域医療との関連（医師臨床研修における地域医療研修の成功事例や、研修を終えた医師の地域医療への貢献等）について、他の病院が研修内容の充実のため参考とできる理想的な成功事例を収集し分析する研究を優先して採択する。

2) 医学部教育、医師国家試験、医師臨床研修制度の今後の在り方に関する研究

(20313101)

(留意点)

医学部教育、医師国家試験、医師臨床研修制度を総合的に検討し、優れた医師を養成するためにそれぞれの役割を明確化する研究を優先して採択する。

(カ) 地域医療に貢献する医師等の需給に関する研究 (20313201)

(留意点)

小児科、産婦人科の医師の地域間・診療科間移動や離職等の時期や動向について、詳細に分析し、その特徴を明らかにする研究を優先して採択する。

(キ) 未就業歯科衛生士の現状の把握とその活用に関する研究 (20313301)

(留意点)

未就業歯科衛生士の現状把握及び、再就職希望の歯科衛生士の研修の在り方等に関する研究を優先して採択する。

【若手育成型】

① 若手研究者が上記①～⑤の公募課題において主体となって行う研究

(20313401)

<研究計画書を作成する際の留意点>

目標を明確にするため、研究計画書の「10. 期待される成果」に、当該研究により期待される科学的成果及び当該成果によりもたらされる学術的・社会的・経済的メリットを具体的に記載すること。また、「11. 研究計画・方法」に、年度ごとの計画及び達成目標を記載するとともに、実際の施策等への応用に至る工程を含めた研究全体の具体的なロードマップを示した資料を添付すること(様式任意)。

なお、研究課題の採択に当たっては、これらの記載事項を重視するとともに、中間評価及び事後評価においては、研究計画の達成度を厳格に評価する。その達成度(未達成の場合にはその理由、計画の練り直し案)如何によっては、研究の継続が不可となる場合もあり得ることに留意すること。

「②(ウ)統合医療に関する研究」に関しては、以下の事項に留意して応募すること。

ア. 介入を行う臨床研究を実施する場合には、当該臨床研究が開始されるまでに、WHO等ミニマム・データセットを満たす臨床研究登録機関に登録を行うこと(Ⅱ応募に関する諸条件等(4)応募に当たっての留意事項 オ. 臨床研究登録制度への登録について参照)。

なお、事業実績報告書の提出時に、登録の有無を記載した報告書(様式自由)を別に添付すること。

イ. 介入を行う臨床研究を実施する場合には、妥当なプロトコールが作成され、臨床研究倫理指針等(Ⅱ応募に関する諸条件等(4)応募に当たっての留意事項、エ. 研究計画策定に当たっての研究倫理に関する留意点参照)に規定する院内の倫理審査委員会の承認が得られている(又はその見込みである)こと。あらかじめ、研究の内容、費用及び補償の内容等について患者又は家族に説明し文書により同意を得ていること。

また、モニタリング・監査・データマネジメント等を含めた研究体制や、安全性及び倫理的妥当性を確保する体制について添付し提出すること。

ウ. 「臨床研究に関する倫理指針」(平成16年厚生労働省告示第459号)を遵守すること。

1 1 . 労働安全衛生総合研究事業

<事業概要>

労働災害により今年お年間55万人が被災するとともに、職業性疾病も依然として後を絶たない状況にある。また、一般健康診断において所見を有する労働者が5割近くを占め、仕事や職業生活に関する強い不安やストレスを感じている労働者が6割を超える中で、過重労働対策やメンタルヘルス対策の充実が求められている。さらに、職場における化学物質の健康影響については、社会的な問題となっている。

このような課題に今後より一層的確に対応するため、本研究事業は、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するための研究を総合的に推進することとする。

<新規課題採択方針>

- ① 事業場における過重労働による健康障害防止対策を促進させるための研究
- ② 事業場におけるメンタルヘルス対策を促進させるための研究
- ③ 事業場における職業性疾病予防対策を促進するための研究
- ④ 企業の安全衛生活動の社会的評価、経済効果等に関する研究
- ⑤ 労働現場におけるリスクアセスメント等に関する研究
- ⑥ 予防原則に基づく包括的な化学物質規制体制の構築に関する研究
- ⑦ 労働環境等の変化や多様なニーズを踏まえた産業保健サービスの在り方に関する総合研究
- ⑧ 上記課題以外の、労働安全衛生に関し重要性、緊急性が高い研究

研究費の規模：1課題当たり5,000～15,000千円程度（1年当たりの研究費）

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：15課題程度

<公募研究課題>

【一般公募型】

- (1) 事業場における過重労働による健康障害防止対策を促進させるための研究

(20320101)

新たに改正労働安全衛生法により義務づけられた長時間労働者に対する医師による面接指導の実施措置を小規模事業場に対し普及・徹底を図る等の、事業場における過重労働による健康障害防止対策を促進させるための研究。特に、小規模事業場における過重労働対策の定着に関する調査研究及び面接指導に係る医師用チェックリストの改良に関する研究を優先する。

なお、当該研究結果を踏まえ、小規模事業場への面接指導制度の定着方法を検討すると共に、チェックリストの見直し、普及を進める。

- (2) 事業場におけるメンタルヘルス対策を促進させるための研究

(20320201)

平成20年度から始まる第11次労働災害防止計画の一環として、メンタルヘルス不調を予防するために実効性のある対策の手法を確立する等、事業場におけるメンタルヘルス対策を促進させるための研究。特に、事業場におけるメンタルヘルス対策に係るグッド・プラクティスの分析・評価に関する研究及び職場における「うつ」の実態に関する調査研究を優先する。

なお、当該研究結果を踏まえ、メンタルヘルス不調を予防するために実効性のある対策の手法を確立し、全国の事業場に普及させることにより、業務による精神障害等の減少を図る。

(3) 事業場における職業性疾病予防対策を促進するための研究 (20320301)

死亡災害が後を絶たない熱中症や、いまだに多くの有所見者がみられるじん肺等についての知見の収集、研究等、事業場における職業性疾病予防対策を促進するための研究。特に、熱中症予防対策の促進を図るための研究、粉じん作業における個人サンプラーの活用等による測定方法及び評価方法に関する調査研究及び労働環境における電磁界によるばく露に関する研究を優先する。

なお、当該研究結果を踏まえ、熱中症予防については、具体的な基準の策定に向けた検討を進める、粉じん作業現場における作業環境の測定手法については、調査研究結果を踏まえてどのような手法が適当か検討を進める、電磁界ばく露については、具体的なばく露防止の検討を行う。

(4) 企業の安全衛生活動の社会的評価、経済効果等に関する研究 (20320401)

企業における安全衛生活動を促進するため、企業の労働災害防止活動の社会的価値等に関する研究。

なお、当該研究結果を踏まえ、企業の安全活動の社会的評価に関する知見を収集することにより、労働災害の減少を図る。

(5) 労働現場におけるリスクアセスメント等に関する研究 (20320501)

個々の危険な機械、作業等に係る災害防止のための新たな産業安全対策の手法の確立等を図るための労働現場におけるリスクアセスメント等に関する研究。特に、機械設備の経年劣化によるリスクの評価手法に関する研究、構造物からの墜落・転落防止のための新たな機材の開発に関する研究、土砂崩壊防止のための対策工に関する研究、粉じん爆発災害防止技術の開発に関する研究、IT、制御技術等の新技術を活用した産業安全対策強化のための研究、危険な機械の安全水準の向上に関する研究、就業形態の多様化等に対応した労働災害防止対策に関する研究及び労働災害における人的要因に関する研究を優先する。

なお、当該研究結果を踏まえ、個々の危険な機械、作業等に係る災害防止のための新たな産業安全対策の手法の確立等により、労働災害の大幅な減少を図る。

(6) 予防原則に基づく包括的な化学物質規制体制の構築に関する研究 (20320601)

労働現場において、予防原則に基づく包括的な化学物質規制管理体制の構築に関する研究。特に国際的な動向や各国の取組状況を踏まえたSAICMに定める行動計画（労働関係に限る）に対する国内法令の担保状況の評価、予防原則に基づく個別化学品の危険有害性の程度に応じた規制についての国際比較に関する調査研究（※1）、予防原則についての官民の情報共有、社会受容等のコミュニケーション手法に関する研究（※2）及び予防原則に基づく対策のコストとベネフィットに関する研究（※3）を優先する。

なお、当該研究結果を踏まえ、今後構築される予防原則に基づく労働現場における化学物質規制の見直し、検討を行う。

※1 研究に際しては、GHS（「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム」）国連勧告と比較しながら論じること。

※2 研究に際しては、各国の取組状況の比較から、情報収集・情報共有の手法の開発を行うこと。

※3 研究に際しては、極力、各国の実例を踏まえ、労働災害件数等統計資料を参考に定量的な研究を行うとともに、各国の対価としてのベネフィットの考え方や認識の定性的な違いも考慮すること。

(7) 労働環境等の変化や多様なニーズを踏まえた産業保健サービスの在り方に関する総合研究
(20320701)

労働者を取り巻く環境として、近年、仕事と生活を調和させる重要性が求められると共に、働き方の多様化が進んでいる。こうした中で新たに経済的な視点を含めて必要となっている労働環境等の変化や多様なニーズを踏まえた産業保健サービスの在り方に関する総合研究。特に労働衛生施策のコスト・ベネフィットに関する研究、性差を考慮した産業保健に関する研究及び地域・職域を通じた労働者の健康確保の在り方に関する研究を優先する。

なお、当該研究結果を踏まえ、今後の労働衛生政策の在り方、労働環境の変化等に即した規制の在り方を検討する。

(8) 上記課題以外の、労働安全衛生に関し重要性、緊急性が高い研究 (20320801)

<研究計画書を作成する際の留意点>

目標を明確にするため、研究計画書の「10. 期待される成果」に、当該研究により期待される科学的成果及び当該成果によりもたらされる学術的・社会的・経済的メリットを具体的に記載すること。また、「11. 研究計画・方法」に、年度ごとの計画及び達成目標を記載するとともに、実際の施策等への応用に至る工程を含めた研究全体の具体的なロードマップを示した資料を添付すること(様式任意)。

なお、研究課題の採択に当たっては、これらの記載事項を重視するとともに、中間評価及び事後評価においては、研究計画の達成度を厳格に評価する。その達成度(未達成の場合にはその理由、計画の練り直し案)如何によっては、研究の継続が不可となる場合もあり得ることに留意すること。

介入を行う臨床研究を実施する場合には、当該臨床研究が開始されるまでに、WHO等のミニマム・データセットを満たす臨床研究登録機関に登録を行うこと(Ⅱ応募に関する諸条件等(4)応募に当たっての留意事項 才. 臨床研究登録制度への登録について参照)。なお、事業実績報告書の提出時に、登録の有無を記載した報告書(様式自由)を別に添付すること。

介入を行う臨床研究を実施する場合には、妥当なプロトコールが作成され、臨床研究倫理指針等(Ⅱ応募に関する諸条件等(4)応募に当たっての留意事項、エ. 研究計画策定に当たっての研究倫理に関する留意点参照)に規定する院内の倫理審査委員会の承認が得られている(又はその見込みである)こと。あらかじめ、研究の内容、費用及び補償の内容等について患者又は家族に説明し文書により同意を得ていること。

また、モニタリング・監査・データマネジメント等を含めた研究体制や、安全性及び倫理的妥当性を確保する体制について添付し提出すること。

12. 食品医薬品等リスク分析研究事業

(1) 食品の安心安全確保推進研究事業

<事業概要>

本研究事業は、食品供給行程全般におけるリスク分析のうち、厚生労働省が担当するリスク管理及びリスクコミュニケーション並びにリスク評価に必要な科学的知見の収集等を実施

するものである。よって、国民の安全な食生活と食品に関する国民の安心を確保することを目的に、本研究事業を推進する。

具体的課題としては、食品安全行政の中でも国民の関心が高い案件や、国民の健康に重大な影響を及ぼす案件について重点的に研究を推進するとともに、遺伝子組換え食品など、科学技術進展により開発された新しい食品の安全性などについても研究を実施する。さらに、食品安全行政に不可欠なリスクコミュニケーションの推進や、国際食品規格への国益にかなう対応に資する研究を実施する。

なお、本研究事業においては、食品安全におけるレギュラトリーサイエンス分野の研究で積極的に人材育成を進める観点から、一般公募型に加え、若手育成型の研究も募集する。

<新規課題採択方針>

次に掲げる課題について募集を行う。

ただし、基本的に、食品衛生法等による規制やリスクコミュニケーション、国際食品規格への対応などの食品安全行政に応用が可能な研究を採択する。

また、採択に当たっては、国際的動向も踏まえつつ、食品等の安全性及び信頼性の確保の観点から、国民の保健衛生の向上に資するものを優先的に採択する。

各研究課題について原則として1又は2課題の採択を予定しているが、採択を行わない場合又は予定課題数を上回る課題数を採択する場合がある。

<公募研究課題>

【一般公募型】

① 食品の安心・安全推進研究分野

ア. リスクコミュニケーションにおける情報の伝達手法に関する研究

(20330101)

(留意点)

課題の採択に当たっては、行政、メディア、科学者、食品関係事業者、消費者団体等が食品安全に係る情報発信するにあたり、一般国民の情報認知の特性等を踏まえ、科学的知見に基づく食品の安全性（リスク等）に係る情報を正確かつ分かりやすく伝えるための手法の開発等に成果が期待できる研究を優先的に採択する。

研究費の規模：5,000千円～10,000千円程度（1年当たりの研究費）

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1課題

イ. 国際食品規格の策定プロセスに関する研究

(20330201)

(留意点)

課題の採択に当たっては、世界保健機関、国際食品規格委員会等の国際機関や各国の関連機関における国際食品規格の決定に関して、過去の会議等における議論・検討経過を含めて策定プロセスについて情報収集を行い、かつ判断根拠となったものを分析することを確実に実施できる研究を優先的に採択する。

研究費の規模：15,000千円～20,000千円程度（1年当たり研究費）

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1 課題

② 食品リスク分析調査研究分野

ア. 検査機関の信頼性確保に関する研究 (20330301)
(留意点)

課題の採択に当たっては、食品外部精度管理調査における適正試料の開発及び食品に微量に含まれる有害物質の分析において精度管理の体制整備などに成果が期待できる研究及び健康増進法に規定されている登録試験機関の精度管理等、当該検査機関の信頼性確保が成果として得られることが期待できる研究を優先的に採択する。

研究費の規模：1 課題あたり30,000千円～80,000千円（1年当たりの研究費）

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：2 課題

イ. 放射線照射食品の検知技術に関する研究 (20330401)
(留意点)

課題の採択に当たっては、安定した検知技術の実用化を目指し、香辛料に開発されたTL法の適用拡大及びドライフルーツ、食肉類などに適用可能な検知法の開発などに成果が期待できる研究を優先的に採択する。

研究費の規模：20,000千円～40,000千円程度（1年当たりの研究費）

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1 課題

ウ. 食中毒調査の精度向上のための手法等に関する調査研究 (20330501)
(留意点)

課題の採択に当たっては、我が国における主な食品由来感染症について感染経路別の比率の推定、0-157等による広域散発事例に対する既存の報告体制の検証、海外での患者発生情報解析システムの調査などにより、食中毒の原因となる病原微生物のリスク評価に関する資料の整備などに成果が期待できる研究を優先的に採択する。

研究費の規模：10,000千円～30,000千円程度（1年当たりの研究費）

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1 課題

エ. 収去検査におけるサンプリング手法のハーモナイゼーションに関する研究 (20330601)

(留意点)

課題の採択に当たっては、農薬・動物用医薬品、汚染物質等について、食品衛生法に基づく収去検査における主な食品別にサンプリング方法による分析成績を解析し科学的根拠に基づくより精度の高いサンプリング方法の開発などに成果が期待できる研究を優先的に採択する。

研究費の規模：10,000千円～30,000千円程度（1年当たりの研究費）

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1課題

③ 牛海綿状脳症対策研究分野

ア. 食品を介するBSEリスクの解明等に関する研究（20330701）

(留意点)

課題の採択に当たっては、BSEに係る感染発症機序、非定型BSEの性状解析等を行うとともに、「種の壁」のメカニズム解明、食肉検査における高感度検査法の開発、食品を介するヒトへのBSEリスクの解明に成果が期待できる研究を優先的に採択する。

研究費の規模：130,000千円～150,000千円程度（1年当たりの研究費）

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1課題

④ 添加物及び汚染物質に関する研究分野

ア. 既存添加物の品質評価に関する研究（20330801）

(留意点)

課題の採択に当たっては、既存添加物の特性を考慮した、有効性と品質を評価する規格試験法の開発に関する研究を優先的に採択する。

研究費の規模：12,000千円～17,000千円程度（1年当たりの研究費）

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1課題

イ. 清涼飲料水中の汚染原因物質に関する研究（20330901）

(留意点)

課題の採択に当たっては、清涼飲料水における、特にカビ・酵母等汚染原因物質の同定法の確立と実態調査及びそれらに起因する健康被害等に関する研究を優先的に採択する。

研究費の規模：10,000千円～20,000千円程度（1年当たりの研究費）

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1課題

ウ. 食品の規格基準に係る測定値における不確かさに関する調査研究

(20331001)

(留意点)

課題の採択に当たっては、理化学的試験、微生物学的試験及生物化学的試験に関する不確かさの推定方法について国際的な動向を踏まえた研究並びに測定値における不確かさを実際に適用する方法についての調査研究を優先的に採択する。

研究費の規模：12,000千円～18,000千円程度（1年当たりの研究費）

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1課題

⑤ 食品中の微生物対策分野

ア. 食品における衛生管理手法及びその精度管理に関する研究 (20331101)

(留意点)

課題の採択に当たっては、食品における微生物試験法の標準化の確立と微生物試験法の精度管理システムの構築に関する研究を優先的に採択する。

研究費の規模：10,000千円～20,000千円程度（1年当たりの研究費）

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1課題

イ. 食品中の毒素産生微生物及び試験法に関する研究

(20331201)

(留意点)

課題の採択に当たっては、毒素産生微生物の食品中の挙動や毒素産生能の研究及び迅速かつ高感度な毒素産生微生物及び毒素の試験法の開発に関する研究を優先的に採択する。

研究費の規模：10,000千円～20,000千円程度（1年当たりの研究費）

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1課題

ウ. 食肉衛生検査における家畜等のウイルス性疾患検査に関する研究

(20331301)

(留意点)

課題の採択に当たっては、高病原性鳥インフルエンザ等のウイルス性疾患について、

検査法の開発・改良を行うとともに、食肉衛生検査所等における実施可能な試験法のマニュアル作成などに成果が期待できる研究を優先的に採択する。

研究費の規模：10,000千円～30,000千円程度（1年当たりの研究費）

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1課題

エ. 自然毒のリスクプロファイルに関する研究（20331401）

（留意点）

課題の採択に当たっては、我が国でこれまでに報告されている魚介類やきのこなどの自然毒による食中毒事例のほか、最新の文献や知見等を踏まえ、自然毒に関するリスクプロファイルの分析などに成果が期待できる研究を優先的に採択する。

研究費の規模：10,000千円～20,000千円程度（1年当たりの研究費）

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1課題

⑥ 表示に関する研究分野

ア. 科学的知見に基づく食品表示に関する研究（20331501）

（留意点）

課題の採択に当たっては、関係省庁と連携しつつ、アレルギー表示や遺伝子組換え食品の表示等について、科学的知見に基づく食品表示の在り方に関する研究を優先的に採択する。

研究費の規模：1課題あたり10,000千円～25,000千円程度（1年当たりの研究費）

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：1～2課題

【若手育成型】

⑦ 以下に示す年齢条件を満たす若手研究者が上記の①～⑥において主体となって行う研究（20331601）

研究費の規模：1課題あたり5,000千円程度（1年当たりの研究費）

研究期間：1～2年

新規採択予定課題数：3～5課題程度

（ただし、評価が低い場合はこの限りではない。）

若手育成型の応募対象となる年齢条件：

平成20年4月1日現在で満37歳以下の者（昭和46年4月2日以降に生まれた者に限る。）

※新規採択時にのみ本条件を適用する。

※満年齢の算定は誕生日の前日に1歳加算する方法とする。

※産前・産後休業及び育児休業を取った者は、その日数を応募資格の制限日に加算することができる。

<研究計画書を提出する際の留意点>

- ①研究計画書の「10. 期待される成果」に、当該研究により期待される科学的成果及び当該成果によりもたらされる学術的・社会的・経済的メリットを具体的に記載すること。
- ②「11. 研究計画・方法」に、年度ごとの計画及び達成目標を記載するとともに、食品安全行政等への応用に至る工程を含めた研究全体の具体的なロードマップを示した資料を添付すること（様式任意）。
- ③研究課題の採択に当たっては、これらの記載事項を重視するとともに、中間評価及び事後評価においては、研究計画の達成度を厳格に評価する。その達成度（未達成の場合にはその理由、計画の練り直し案）如何によっては、研究の継続が不可となる場合もあり得ることに留意すること。

(2) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業

<事業概要>

国民の保健衛生の向上に資する医薬品・医療機器等の安全性、有効性及び品質は、科学的でかつ国際的動向を踏まえたレギュレーション（規制）により確保されている。本研究事業は、薬事法や麻薬及び向精神薬取締法等の規制の対象となっている医薬品、医療機器等の安全性、有効性及び品質の評価、及び乱用薬物への対策等を政策的に実行するために必要な規制（レギュレーション）について、科学的合理性と社会的正当性に関する根拠をもって、整備するための研究を行うものである。

本事業を通じて得られた成果は、承認審査、市販後安全対策、薬事監視、薬物乱用対策及び血液対策等の薬事規制全般に科学的根拠を与えることにつながっており、また、安全性・有効性・品質に係る評価手法の整備などにより、新たな医薬品・医療機器の開発・承認に通ずる指標として効果をもたらしている。

これらの取組は、「新健康フロンティア戦略」や「革新的医薬品・医療機器創出のための5カ年計画」等で求められている革新的技術を用いた製品の有効性・安全性等の適切な評価手法に関する調査研究の推進や、承認審査の在り方や基準の明確化、ひいては審査の迅速化・質の向上につながるものである。

平成20年度においては、引き続き革新的技術を用いた製品（医薬品、医療機器等）の有効性・安全性等の適切な評価及び管理手法に関する調査研究を実施するとともに、医薬品等の市販後安全対策や適正な提供対策、さらには血液製剤・ワクチンの安全性・品質向上対策等、引き続き行政施策につながる研究を実施していく。

<新規課題採択方針>

次に掲げる研究分野について募集を行う。

- ①医薬品、医療機器等の品質、安全性及び有効性の評価及びそれらの管理等に関する研究
- ②改良型ワクチン・血液製剤等の安全性・品質向上及び安定供給に関する研究

③医薬品、医療機器等の市販後安全対策に関する研究

④医薬品・医療機器等の適正な提供等に関する研究

なお、研究課題の採択に当たっては、基本的に、薬事法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律等による医薬行政施策への応用が可能なものや、国際的動向も視野に入れつつ、医薬品等の品質・有効性・安全性確保の観点から、国民の保健衛生の向上に資するものを優先的に取り扱う。

研究費の規模：1課題当たり3,000千円～20,000千円程度（1年当たりの研究費）

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：25課題程度

※各研究課題について原則として1課題を採択するが、採択を行わない又は複数選択することもある。

<公募研究課題>

【一般公募型】

- ① 医薬品、医療機器等の品質、安全性及び有効性の評価及びそれらの管理等に関する研究のうち次に掲げるもの
 - (ア) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の評価等に関する研究
 - ・ ナノ物質等が使用された医薬部外品・化粧品の安全性及び品質に係る試験法等に関する研究 (20340101)
 - ・ 治験の信頼性調査の効率的運用の方策及びその他治験の諸課題等に関する研究 (20340201)
 - ・ 生体内埋設型医療機器の素材に係る生物学的な安全性評価に関する研究 (20340301)
 - (イ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の保証・管理に関する研究
 - ・ 医薬品及び医療機器の海外における品質管理監督システムの我が国への導入に際しての最適化に関する研究 (20340401)
- ② 改良型ワクチン・血液製剤等の安全性、品質向上及び安定供給に関する研究のうち次に掲げるもの
 - (ア) 新型インフルエンザワクチンの品質確保に関する研究 (20340501)
 - (イ) 医療機関における自己血輸血治療等の適正な実施体制・遵守基準等に関する研究 (20340601)
 - (ウ) ウエストナイル熱等の新興感染症の国内発生時における献血制限や検査・スクリーニング体制、献血の確保対策などの基準および対応マニュアル作成に関する研究 (20340701)
 - (エ) 輸血医療の安全性確保のための総合対策の効果を評価・検証するための、血液製剤の

- 安全性・品質向上及び安定供給の評価手法に関する研究 (20340801)
- ③ 医薬品・医療機器等の市販後安全対策に関する研究
- (7) 医療用医薬品の添付文書の在り方及び記載要領に関する研究 (20340901)
- (イ) 妊婦及び授乳婦に係る臨床及び非臨床のデータに基づき、医薬品の催奇形性リスクの評価見直しに関する研究 (20341001)
- (ウ) 医薬品による有害事象の発生における個人差の要因に関する研究 (20341101)
- (留意点)
- 有害事象の発生に個人差が生じる要因について、遺伝薬理学的観点や薬物動態学的観点などから研究するものであること。
- (エ) 医薬品添加物の海外における規制や情報提供の在り方等に関する調査研究 (20341201)
- (オ) 医療機器市販後安全情報の医療機関等への情報伝達手段等に関する研究 (20341301)
- (留意点)
- 医療機器の市販後安全情報の医療機関等への迅速かつ確実な提供手段の在り方についての研究。また、特に医療機器のうち、インプラント医療機器については、当該医療機器に係る不具合情報等の集積手法の確立も含め、医療関係者等との情報共有の在り方等について研究するものであること。
- (カ) 医療機器の不具合用語の標準化及びコード化に関する研究 (20341401)
- (キ) 特殊な包装形態の医療用医薬品へのバーコード表示の指針等に関する研究 (20341501)
- ④ 医薬品・医療機器等の適正な提供等に関する研究
- (7) 薬剤師の社会的役割を踏まえた地域における薬物療法を中心とした効果的な医療連携の在り方に関する研究 (20341601)
- (イ) 薬剤師の役割と倫理規範の実態に関する研究 (20341701)
- (留意点)
- 国民が求める薬剤師像に関する実情把握や、諸外国における薬剤師の役割や倫理規範等を調査研究するものであること。
- (ウ) 薬剤師業務の在り方とその評価に関する研究 (20341801)
- (留意点)
- 生活習慣病患者等を念頭においた、より効果的な服薬指導など薬剤師の関与ツールの標準化や他の薬剤師も含めた指導、教育の実践など薬剤師業務の在り方につき調査研究するとともに、それら効果の検証にも取り組むものであること。
- (エ) 医療事故の防止に向けた薬剤師の取組の現状とその医療上の有用性評価に関する研究

(オ) 医薬品等の個人輸入における保健衛生上の危害に関する研究 (20342001)

<研究計画書を作成する際の留意点>

研究計画書の提出に当たっては、目標を明確にするため、研究計画書の「10. 期待される成果」に、当該研究により期待される科学的成果及び当該成果によりもたらされる学術的・社会的・経済的メリットを具体的に記載すること。また、「11. 研究計画・方法」に、年度ごとの計画及び達成目標を記載するとともに、実際の医療・規制等への応用に至る工程を含めた研究全体の具体的なロードマップを示した資料を添付すること(様式任意)。

なお、研究課題の採択に際しては、研究計画書の「10.」及び「11.」を重視するとともに、中間評価及び事後評価においては、研究計画の達成度を厳格に評価する。その達成度(未達成の場合にはその理由、計画の練り直し案)如何によっては、研究の継続が不可となる場合もあり得ることに留意すること。

(3) 化学物質リスク研究事業

<事業概要>

我が国の日常生活において使用される化学物質は数万種に及ぶといわれ、国民生活を豊かなものとすることに貢献している反面、ヒトの健康への有害影響が社会的に懸念されている。世界的にも、ヨハネスブルグサミットを受けて国際化学物質管理会議にて「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)」が採択され、2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすること、また化学物質に対して脆弱な集団を保護する必要性が再確認されており、国際協力の下で化学物質の有害性評価を推進する必要がある。

本研究事業では、化学物質の総合的な評価を加速し、国際的な化学物質管理の取組に貢献するために、化学物質の迅速かつ効率的な評価手法の開発や戦略的な評価スキームの構築等の研究を推進する。

また、10億分の1mサイズの新素材であるナノマテリアルについては、社会受容促進のための取組が国際的にも喫緊の課題と認識されていることから、健康影響評価試験法の開発や有害性発現メカニズムを明らかにする研究を推進する。

更に、化学物質による情動・認知行動に対する影響という新たな有害性の存在が示唆されているが、その毒性学的評価手法の開発に資する研究を推進する。

<新規課題採択方針>

次の4分野に関して、化学物質の安全対策の観点から国民の保健衛生の向上に資するものであって、<公募研究課題>に掲げる条件を満たすものを採択する。

- ① 化学物質の有害性評価手法の迅速化、高度化に関する研究
- ② 化学物質の子どもへの影響評価に関する研究
- ③ ナノマテリアルのヒト健康影響の評価手法に関する総合研究
- ④ 化学物質の情動・認知行動に対する影響の毒性学的評価方法に関する研究

研究費の規模(1課題、1年当たり)：

- | | | |
|--------|----------------------|-------------|
| 課題① | 30,000千円～100,000千円程度 | (1年当たりの研究費) |
| 課題②(7) | 40,000千円程度 | (1年当たりの研究費) |

課題②(イ) 20,000千円～70,000千円程度 (1年当たりの研究費)

課題③④ 40,000千円～70,000千円程度 (1年当たりの研究費)

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：課題①、②(7)、③、④ それぞれ2課題程度

課題②(イ) 4課題程度

※各研究課題について原則として上記の課題数を採択するが、採択を行わないことがあるので留意すること。

<公募研究課題>

【一般公募型】

- ① 化学物質の有害性評価手法の迅速化、高度化に関する研究 (20350101)
経気道暴露に関する有害性評価法をより迅速化、定量化、高精度化させるための総合的かつ安定的な評価システムの開発。単に個別物質の毒性評価を行うものは対象としない。特に、情報解析技術を活用して、小型実験動物に投与した場合の遺伝子の発現特性を網羅的に解析し、評価物質に優先順位をつけることに資するシステムの開発を優先する。
- ② 化学物質の子どもへの影響評価に関する研究
 - (7) 化学物質の子どもへの有害性評価法の開発に関する研究 (20350201)
子どもなど化学物質暴露に対して脆弱な集団に関して、これらの集団に特有な有害性発現メカニズムを解明し、これに基づき、健康影響を評価するための試験法の開発。単に個別物質の毒性評価を行うものは対象としない。特に、生体に発現する有害性を体系的、総合的に評価できる手法であって、これら集団に特有な有害性発現メカニズムに基づき、高精度で検出する評価手法の開発に資する研究を優先する。
 - (イ) 次世代影響や脆弱な集団に対する影響に関する疫学研究 (20350301)
胎児期や新生児、生殖機能への影響を対象としたものであって、「内分泌かく乱化学物質の健康影響に関する検討会中間報告書追補その2(平成17年3月)」(<http://www.nihs.go.jp/edc/edc.html>にて閲覧可能)及び「ダイオキシンの健康影響評価に関するワーキンググループ報告書(平成14年6月)」(<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/dioxin/index.html>にて閲覧可能)を踏まえた調査研究を優先する。
- ③ ナノマテリアルのヒト健康影響の評価手法に関する総合研究 (20350401)
ヒト健康への長期毒性の評価を念頭におき、産業利用を目的として意図的に生成、製造されるナノマテリアル及びナノマテリアル利用製品について、毒性メカニズム、体内挙動の把握など毒性発現に影響を及ぼす因子を体系的に把握し、ナノマテリアル製品への暴露による有害性の評価に利用可能な手法の開発に資する研究。ただし、単に既存の評価方法を適用するのではなく、ナノマテリアルの特性に基づいた新評価方法の開発に資するための、評価の優先度を定める指標(物理化学的性状等)に関する研究、体内挙動(ADME)の詳細解析に関する研究及びリスク評価に資する暴露評価に関する研究を優先する。
- ④ 化学物質の情動・認知行動に対する影響の毒性学的評価方法に関する研究

毒性学的観点からの化学物質の情動・認知行動に対する影響評価手法の開発に資する研究。特に、子どもの発達に対する影響を対象とし、個体の情動・認知行動に生じる異常現象の評価に留まることなく、組織・細胞機能レベルの客観的評価を組み合わせ、化学物質の情動・認知行動に対する毒性を体系的に評価することを可能とする、汎用性のあるガイドライン又はシステムの開発に資する研究を優先する。ただし、甲状腺機能低下に代表されるホルモン等の内因性因子の関与が主体を成す影響、麻薬・覚せい剤等依存性薬物による影響は対象としない。

1.3. 健康安全・危機管理対策総合研究事業(仮称)

<事業概要>

近年、大規模災害や鳥インフルエンザ、テロリズムなど、国民の生命・健康の安全を脅かす健康危機事例が発生しており、国民の不安が増大している。また、健康危機発生時には、迅速で適切な組織的対応が要求されている。健康危機発生に際し、初動体制を確保することや情報を共有し活用すること等については、より一層の体制整備を行う必要性が指摘されているところである。

テロリズムを含む原因不明の健康危機への対策を強化するには、感染症や医薬品、食品等の個別分野における対策だけでなく、学際的な研究も必要である。本研究事業は、地域レベルあるいは国家レベルにおける、健康危機管理に関する体制について研究を実施する。すなわち、①地域健康安全の基盤形成に関する研究分野（健康危機事例発生時に備えた健康危機管理基盤の形成に関する研究）、②水安全対策研究分野（原水水質事故、災害、テロ時においても安全かつ安定的な水道等の水供給に関する研究）、③生活環境安全対策研究分野（建築物や生活衛生関係営業等の生活環境に起因する健康危機の未然防止及び適切な対応等に関する研究）における研究を推進する。

<新規課題採択方針>

① 地域健康安全の基盤形成に関する研究分野

「健康危機管理体制の構築」は地域保健において重要な課題であり、健康と安全の確保に関する専門的で迅速な対応が必要である。地域において健康安全の基盤形成をより強化するために、一般公募型として、(ア)地域健康危機管理に従事する医師・保健師等の行政職員等の人材開発及び人員配置に関する研究、(イ)災害・重大健康危機の発生時・発生後の対応体制及び健康被害抑止策に関する研究、(ウ)健康危機発生時における要援護者に対する情報の把握や情報提供体制に関する研究、(エ)地域住民の健康危機に対する風評被害の防止を含めた対処行動に関する調査研究、(オ)健康危機発生時の保健指導の在り方と人材育成に関する調査研究等を募集する。新規課題採択においては、地域の健康安全を担う公衆衛生行政の基盤の向上に資する研究を優先する。

また、若手育成型の研究として、下記に該当する研究者が上記の(ア)～(オ)及びそれ以外の地域健康安全の基盤形成に関する研究において主体となって行う研究を採択する。

② 水安全対策研究分野

国民に対し安全・安心な水を安定して供給していくために、一般公募型として、健康リスク低減のための新たな浄水プロセス及び管路更新手法の開発に関する研究、給配水過程における水道水質管理に着目した浄水処理システムの多様化に関する研究、安全・安心・快適な水の利用等が疾病予防及び健康維持に果たす役割等に関する研究とともに、飲料水危機管理対策強化研究、水道システムに係るリスク低減対策研究、水道水質基準等の逐次見直しのた

めの研究、異臭味被害対策強化研究を採択する。

③ 生活環境安全対策研究分野

建築物や生活衛生関係営業等に関係する生活環境については、その適切な保持が行われない場合、(1)短時間に重症の健康被害が大量に発生する、(2)同時期に複数の者が非特異的な健康被害を訴える、(3)早期に対応がなされないと、危機的状況を招く恐れがある等、健康危機管理に直結するものであり、これらの健康危機の未然防止及び発生時に備えた準備、発生時の適切な対応等に関する研究を推進する必要がある。

そこで、一般公募型として、公衆浴場等の生活衛生関係営業における衛生的環境の確保に関する研究、室内空気汚染問題をはじめとした建築物における空気環境や給排水等の衛生的環境の確保に関する研究、その他生活環境が人体に及ぼす影響等の研究を採択する。

研究費の規模 :

研究分野① 1 課題当たり5,000千円～10,000千円程度 (1年当たりの研究費)

(ただし、若手育成型については、1 課題当たり3,000千円～5,000千円程度)

(1年当たりの研究費)

研究分野② (ア) 1 課題当たり30,000千円～60,000千円程度 (1年当たりの研究費)

(イ) 1 課題当たり 5,000千円～15,000千円程度 (1年当たりの研究費)

(ウ) 1 課題当たり 5,000千円～15,000千円程度 (1年当たりの研究費)

研究分野③ (ア) 1 課題当たり10,000千円～30,000千円程度 (1年当たりの研究費)

(イ) 1 課題当たり10,000千円～20,000千円程度 (1年当たりの研究費)

(ウ) 1 課題当たり10,000千円～20,000千円程度 (1年当たりの研究費)

研究期間 : 研究分野①～③1～3年程度

新規採択課題数 : 研究分野①一般公募型については5～6課題程度、

若手育成型については1～2課題程度

研究分野② (ア)～(ウ)各1課題程度

研究分野③ (ア)～(ウ)各1課題程度

<公募研究課題>

①地域健康安全の基盤形成に関する研究分野

【一般公募型】

(ア) 地域健康危機管理に従事する医師・保健師等の行政職員等の人材開発及び人員配置に関する研究 (20360101)

(留意点)

課題採択に当たっては、多職種からなる研究班を組織し、医師・保健師等の個別の専門職だけでなく、全ての行政職員を対象とした総合的な人材開発および人員配置の在り方を検討する研究を優先する。また、災害等健康危機発生時に医師・保健師・その他職種(被災地職員及びその他地区職員)に必要とされる活動内容や業務量を災害の種類や規模等によって定量化し、復旧・支援活動が効果的に行われるようなモデルを提示できることが望ましい。

(イ) 災害・重大健康危機の発生時・発生後の対応体制及び健康被害抑止策に関する研究

(20360201)

(留意点)

課題採択に当たっては、災害・重大健康危機の発生時において、保健所等の関係機関の

連携及び人員、物資等の搬送を効果的に実施するための体制、避難生活が長期化した場合に被災者の心のケア、さらには仮設住宅における孤独死の防止等のために必要な健康管理の具体的内容と時期等を検討し、健康被害を最大限に抑止し、円滑に生活再建をするための方策を明らかにする研究を優先する。

なお、過去の事例を分析するのみならず、研究期間中に生じた災害・重大健康危機についても迅速に調査を行うものであること。

(ウ) 健康危機発生時における要援護者に対する情報の把握や情報提供体制に関する研究

(20360301)

(留意点)

課題採択に当たっては、呼吸管理を必要とする難病患者、透析を必要とする者あるいは障害者等、医療等の支援が必要な者等の要援護者について、平時あるいは健康危機発生時に市町村や保健所等の公的機関が収集・保有する個人情報共有及び適切な利用法について検討するとともに、要援護者への効果的かつ具体的な情報提供の内容と方法について検討する研究を優先する。

(エ) 地域住民の健康危機に対する風評被害の防止を含めた対処行動に関する調査研究

(20360401)

(留意点)

課題採択に当たっては、日常生活において、地域や住民が減災のために健康危機に対してどのように予防活動を行うべきかについて検討する研究、及び健康危機発生時にどのような対処行動を実践したか、あるいは実践できるのかを把握するとともに、健康危機発生時に風評被害を防止するために行政機関が果たすべき地域住民やマスコミへの適切な情報提供のための方策を明らかにする研究を優先する。

なお、できる限り、リスクの認知や行動分析のために人文科学的あるいは社会科学的な面からの検討がなされることとする。

(オ) 健康危機発生時の保健指導の在り方と人材育成に関する調査研究

(20360501)

(留意点)

課題採択に当たっては、保健所や市町村の職員等が、健康危機発生によって精神的に動揺している住民への対応方法や、具体的な保健指導の方策について検討して健康危機発生時における保健指導の指針を提示するとともに、そのための人材育成の在り方に関する研究を優先する。

【若手育成型】

下記に該当する研究者が上記の(ア)～(オ)及びそれ以外の地域健康安全の基盤形成に関する研究において主体となって行う研究

(20360601)

若手育成型の応募対象

平成20年4月1日現在で満37歳以下の者（昭和46年4月2日以降に生まれた者に限る。）

※新規採択時にのみ本条件を適用する。

※満年齢の算定は誕生日の前日に1歳加算する方法とする。

※産前・産後休業及び育児休業を取った者は、その日数を応募資格の制限日に加算することができる。

②水安全対策研究分野

【一般公募型】

(ア) 健康リスク低減のための新たな浄水プロセス及び管路更新手法の開発に関する研究

(20360701)

(留意点)

課題採択に当たっては、水道水に起因する健康リスク低減のための新たな浄水プロセス及び管路更新手法の開発に関する研究のうち、特に、異臭味対策や病原生物対策としての既存の浄水処理方式と高度浄水処理としての膜ろ過技術とを組み合わせた浄水処理プロセス、膜損傷検知システムの共通化、紫外線処理を組み込んだ浄水処理プロセス及び耐震化・水質劣化防止に向けた管路更新手法の開発に関する研究を優先する。

(イ) 給配水過程における水道水質管理に着目した浄水処理システムの多様化に関する研究

(20360801)

(留意点)

課題採択に当たっては、水道の給配水過程における水質変化を最小限に抑え、末端での水道水質をより良好なものとしていく観点から、給配水過程における水道水質管理に着目した浄水処理システムの多様化に関する研究のうち、特に、消毒処理における要件、消毒処理における処理効果判定指標や再活化の可能性に関する研究、感染性微生物対策としての給配水過程における水道水の再汚染の可能性とリスク評価に関する研究、給配水過程における再汚染リスクの低減のための条件・技術手法に関する研究を優先する。

(ウ) 安全・安心・快適な水の利用等が疾病予防及び健康維持に果たす役割等に関する研究

(20360901)

(留意点)

課題採択に当たっては、安全・安心・快適な水道水の利用等が疾病予防及び健康維持に果たす役割等に関する研究のうち、特に、水の摂取が脳梗塞、心筋梗塞等の健康障害の予防に果たす役割及び熱中症対策における適切な水の摂取方法に関する研究、健康維持のための水の摂取方法・条件に関する研究、健康障害の予防を目的とした飲用以外の水利用（水中運動等）に関する研究を優先する。

③生活環境安全対策研究分野

【一般公募型】

(ア) 電磁波による健康影響に関する研究

(20361001)

(留意点)

課題採択に当たっては、電磁波による健康影響に関する研究のうち、電磁波曝露と健康影響の関係を検証する疫学研究、電磁波曝露による妊産婦に対する健康影響に関する研究、電磁波曝露による健康影響のメカニズムを検証する研究を優先する。

(イ) シックハウス症候群の予防と対策に関する研究

(20361101)

(留意点)

課題採択に当たっては、建築物内における化学物質及びカビ・ダニ等による室内空気汚染による健康影響について、室内空気汚染の実態調査、健康障害との関係を検証し、シックハウス症候群の具体的な対応方策につながる研究を優先する。

(ウ) 火葬場等における有害化学物質の排出抑制対策に関する研究

(20361201)

(留意点)

課題採択に当たっては、生活衛生分野における公衆衛生の向上を図るため、火葬場等から排出される有害化学物質量を調査し、排出量を抑制するための方策を検証する研究を優先する。

公募研究事業計画表

年月	(研究者)	(厚生労働省)	研究 評価	通知等
19.10	<p>ホームページの確認</p> <p>↓</p> <p>研究計画書の作成・提出</p>	<p>← 研究課題等の公募(ホームページ)</p> <p>→ 研究計画書の受付・審査</p> <p>事前評価委員会の開催</p>	事前評価	
20.4	<p>研究課題の決定</p> <p>↓</p> <p>交付申請書の作成・提出 (所属施設長の承諾書)</p> <p>↓</p> <p>補助金の受領</p>	<p>← 国庫補助通知</p> <p>→ 交付申請書の受付・審査</p> <p>交付決定通知</p> <p>← 補助金の交付</p>		次官通知 大臣通知
21.1	<p>21年度継続申請に係る 研究計画書の作成・提出</p>	<p>→ 中間評価委員会の開催 (必要に応じて開催)</p>	中間評価	
21.4	<p>事業実績報告書及び研究報告書 の作成・提出</p> <p>↓</p> <p>補助金の確定</p> <p>↓</p> <p>支出証拠書類の保存(5年間)</p>	<p>→ 事業実績報告書の 受付・審査</p> <p>事後評価委員会の開催</p> <p>← 補助金の確定通知</p>	事後評価	大臣通知

VI. 補助対象経費の単価基準額一覧表

1. 人件費等

(1) 非常勤職員手当 (単位：円)

対象となる研究	対象期間	単価	摘要
厚生労働科学研究費補助金取扱細則（平成10年4月9日厚科256号厚生科学課長決定）別表第1、1（1）に掲げる研究	1か月当たり	Aランク 410,000	博士の学位を取得後、国内外の研究機関で実績を積み、かつ、欧文誌等での主著が数件ある研究者
		Bランク 290,000	博士の学位を取得又はこれと同等の研究能力を有する者
		Cランク 200,000	学士の学位を有する者又はこれと同等の研究能力を有する者

(2) 保険料・・・雇用者が負担する保険料とする。

(3) 通勤手当・・・国家公務員に準ずる。（通勤手当の支給額等を参照）

(4) 住居手当・・・国家公務員に準ずる。（住居手当の支給額等を参照）

2. 諸謝金

(単位：円)

用務内容	職種	対象期間	単価	摘要
定形的な用務を依頼する場合	医師	1日当たり	14,100	医師以上の者又は相当者
	技術者		7,800	大学（短大を含む）卒業者又は専門技術を有する者及び相当者
	研究補助者		6,600	その他
講演、討論等研究遂行のうえで学会権威者を招へいする場合	教授	1時間当たり	9,300	教授級以上又は相当者
	助教授		7,700	准教授級以上又は相当者
	講師		5,100	講師級以上又は相当者
治験等のための研究協力謝金		1回当たり	1,000程度	治験、アンケート記入などの研究協力謝金については、協力内容（拘束時間等）を勘案し、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。なお、謝品として代用することも可（その場合は消耗品費として計上すること）。

3. 旅 費・・・国家公務員の旅費に関する法律に準ずる（旅費に係る単価表を参照）
4. 会 議 費・・・1人当たり1,000円（昼食をはさむ場合は、2,000円）を基準とする。
5. 会場借料・・・50,000円以下を目安に実費とする。
6. 賃 金・・・8,300円（1日当たり<8時間>）を基準とし雇用者が負担する保険料は別に支出する。
人夫、集計・転記・資料整理作業員等の日々雇用する単純労働に服する者に対する賃金。

注）一日において8時間に満たない時間又は8時間を超えた時間で賃金を支出する場合には1時間あたり1,030円で計算するものとする。

通 勤 手 当 の 支 給 額 等

通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする研究者、自動車等を使用することを常例とする研究者及びこれらを併用することを常例とする研究者に支給される手当とする。

- 1 交通機関の利用者
運賃等相当額。ただし、運賃等相当額が1箇月につき55,000円を超える場合は、1箇月につき55,000円とする。
- 2 自動車等の使用者
使用距離に応じ次表に掲げる額（ただし、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合は、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

（単位：円）

使 用 距 離 （片道）							
5km未満	5km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満
2,000	4,100	6,500	8,900	11,300	13,700	16,100	18,500

使 用 距 離 （片道）				
40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満	60km以上
20,900	21,800	22,700	23,600	24,500

住居手当の支給額等

居住するための住宅を借り受け、一定額（12,000円）を超える家賃若しくは間代を支払っている研究者又は自宅に居住する世帯主である研究者に支給する手当とする。

1 研究者が居住する借家・借間に対する支給額

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている研究者

家賃額－12,000円（100円未満切捨）

(2) 月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃を支払っている研究者

（家賃額－23,000円）×1/2＋11,000円（100円未満切捨）

(3) 月額55,000円以上の家賃を支払っている研究者

27,000円

2 配偶者等の居住する借家・借間に対する支給額

単身赴任の研究者で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている研究者の場合「1 研究者が居住する借家・借間に対する支給額」により算出される額の2分の1の額（百円未満切捨）とする。

3 研究者自らが所有権を有する住宅に対する支給額

研究者が、自らの所有する住宅（これに準ずる住宅を含む。）に世帯主として居住する場合、当該研究者（これに準ずる者を含む。）により当該住宅が新築又は購入された日から起算して5年間に限り2,500円とする。

旅 費 に 係 る 単 価 表

(国内旅費)

1. 鉄道賃、船賃、航空賃等の計算方法は、時刻表を参考に計算してください。

2. 日当及び宿泊料

(単位：円)

職 名	日 当	宿 泊 料		国家公務員の場合の該当・号俸
		甲 地	乙 地	
教授又は相当者	3,000	14,800	13,300	指定職のみ(原則使用しない)
教授、准教授	2,600	13,100	11,800	医(一) 3級 1号俸以上
				研 5級 1号俸以上
講師、助手、技師又は相当者	2,200	10,900	9,800	医(一) 2級 1級 13号俸以上
				研 4級、3級 2級 25号俸以上
上記以外の者	1,700	8,700	7,800	医(一) 1級 12号俸以下
				研 2級 24号俸以下 1級

注) 1. 私立大学及びその他の施設にあっては、この表の額を超えないようにしてください。
2. 表中の甲地とは、次の地域をいい、乙地(車中泊を含む)とは、甲地以外の地域をいう。

- a 埼玉県・・・さいたま市
- b 千葉県・・・千葉市
- c 東京都・・・特別区(23区)
- d 神奈川県・・・横浜市、川崎市
- e 愛知県・・・名古屋市
- f 京都府・・・京都市
- g 大阪府・・・大阪市、堺市
- h 兵庫県・・・神戸市
- i 広島県・・・広島市
- j 福岡県・・・福岡市

(外国旅費)

1 鉄道賃、船賃、航空賃等の計算方法は、時刻表を参考に計算してください。

2 日当及び宿泊料

(単位：円)

職名		日 当 及 び 宿 泊 料				国家公務員の場合の該当・号俸
		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
教授又は相当者	日当	8,300	7,000	5,600	5,100	指定職のみ(原則使用しない)
	宿泊料	25,700	21,500	17,200	15,500	
教授、准教授	日当	7,200	6,200	5,000	4,500	医(一) 3級 1号俸以上
	宿泊料	22,500	18,800	15,100	13,500	研 5級 1号俸以上
講師、助手、技師又は相当者	日当	6,200	5,200	4,200	3,800	医(一) 2級 1級 13号俸以上
	宿泊料	19,300	16,100	12,900	11,600	研 4級、3級 2級 25号俸以上
上記以外の者	日当	5,300	4,400	3,600	3,200	医(一) 1級 12号俸以下
	宿泊料	16,100	13,400	10,800	9,700	研 2級 24号俸以下 1級

注) 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方の範囲については、国家公務員等の旅費に関する法律に準ずる。

(付) 研究計画書の様式及び記入例

※研究計画書様式については、「厚生労働科学研究費補助金取扱規程」において規定されており、平成20年度分の補助金に係るものについては、追って取扱規程を改正の上、官報において告示することとしておりますが、現在のところ下記のような様式とする予定です。